令和４年度　第１回貝塚市人権擁護審議会

議事録

|  |  |
| --- | --- |
| 開催日時 | 令和４年10月４日（火）午後２時00分開会～午後３時20分閉会 |
| 開催場所 | 貝塚市役所　６階多目的ホール |
| 会長 | 中川委員 |
| 出席者 | 中川委員、阿久澤委員、西中委員、北出委員、佃委員、中野委員、  弓削委員、貴志委員、和田委員、中谷委員、甘佐委員、吉水委員、  小西委員、阪口委員、河野委員、鈴木委員  （以上16名） |
| 欠席者 | 藤原委員、大番委員（２名） |
| 議題 | １．開会  ２．委員紹介  ３．役員選出（会長・副会長）  ４．市長挨拶及び貝塚市人権行政基本方針の改定について諮問  ５．議事  　（１）「人権問題に関する市民意識調査」（案）について  　（２）その他 |
| 資料 | 資料１　貝塚市人権行政基本方針（参考資料）  　　　　貝塚市人権擁護に関する条例  　　　　貝塚市人権擁護審議会規則  　　　　貝塚市人権擁護審議会委員名簿  資料２　貝塚市人権に関する市民意識調査  資料３　人権をめぐる動き  　　　　今後のスケジュール（予定） |

|  |  |
| --- | --- |
| 議 事 の 経 過 | |
| 発言者 | 発　言　の　要　旨 |
|  | １．開会 |
|  |  |
| 事務局 | 〇開会あいさつ |
|  |  |
|  | ２．委員紹介 |
|  |  |
| 事務局 | 〇委員名簿に基づき委員紹介  　委員18名のうち、本日16名のご出席をいただいている。審議会規則第７条第２項の規定により、委員の過半数のご出席をいただいているので、会議は成立していることをご報告する。  　引き続き、事務局職員を紹介する。  〇事務局職員、業務委託業者紹介 |
|  |  |
|  | ３．役員選出（会長・副会長） |
|  |  |
| 事務局 | それでは、本審議会の会長及び副会長を選出する。当審議会規則第５条第２項の規定により、会長及び副会長は委員の互選とするとなっているが、いかがか。 |
|  |  |
| 中野委員 | 事務局一任でお願いしたい。 |
|  |  |
| 委員一同 | （異議なしの声） |
|  |  |
| 事務局 | それでは、事務局からご指名する。地方自治や人権政策を専門とし、広く精通しておられ、貝塚市の現方針の策定にも携わっていただいた、帝塚山大学名誉教授の中川幾郎委員に会長をお願いしたい。また、副会長には人権問題研究センター専任研究員として人権問題に深く取り組まれている、大阪公立大学教授の阿久澤麻理子委員にお願いしたい。ご異議はないか。 |
|  |  |
| 委員一同 | （異議なしの声） |
|  |  |
| 事務局 | ただいまをもって、中川委員が当審議会会長に、阿久澤委員が副会長に選出された。  　それでは、中川会長、阿久澤副会長より一言ご挨拶いただきたい。 |
|  |  |
| 中川会長 | 〇あいさつ |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 〇あいさつ |
|  |  |
|  | ４．市長挨拶及び貝塚市人権行政基本方針の改定について諮問 |
|  |  |
| 酒井市長 | 〇あいさつ  〇諮問書読み上げ、中川会長へ手渡し |
|  |  |
| 事務局 | 市長については、他の公務のためここで退席させていただく。 |
|  |  |
| 酒井市長 | （退席） |
|  |  |
|  | ５．議事 |
|  |  |
| 事務局 | これより審議に入りたい。 |
|  |  |
|  | （中川会長、阿久澤副会長　席移動） |
|  |  |
| 事務局 | 当審議会規則第７条第１項により、会長が議長を務めることとなっている。中川会長に議長をお願いしたい。 |
|  |  |
|  | （１）「人権問題に関する市民意識調査」（案）について |
|  |  |
| 中川会長 | まず、基本方針の作成に先立ち、人権問題に関する市民意識調査を実施するとのことである。  　事前配布されている「人権問題に関する市民意識調査票（案）」と、今回新たに資料として追加された「人権をめぐる動き」、また今後の流れについて説明願いたい。 |
|  |  |
| 事務局 | 〇資料に基づき説明 |
|  |  |
| 中川会長 | 何かお気づきの点はあるか。ないようであれば、阿久澤委員からご意見があるようなのでお願いしたい。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 人権をめぐる動きだが大変よくまとめられている。大阪府の各自治体に素晴らしい条例がいくつかある。例えば身元調査をしてはいけないという条例があったが、それに土地調査を付け加えたすごく良い条例がある。大阪府だけでなく少し調査すると、土地に対する忌避意識はすごく強く出ているので重要だと思った。  　もう一点は調査票の中にあるが、本人通知制度は大阪府では大阪狭山市が確か最初だったような記憶がある。最後は大阪市だったと記憶しているが、大阪府内全部でやっている。そのあたりは、もっと書いたほうが良いと思った。  　あと、国際的にも国内的にも人権は人権教育・啓発という、人権を理解しないといけないという部分と、人権被害に対する救済を求めてくる部分があるが、救済のほうは国際的にもいろいろ言われているものの実現していないところがある。法律も何回も廃案になっているが、自治体レベルでも少しずつ進んでいて、例えば川崎市では、ヘイトスピーチの罰則付きの条例とか、大阪市の住宅の調査規制等は、国よりも一歩進んでいる気がする。 |
|  |  |
| 中川会長 | 人権をめぐる動きについて、他に何か足したほうが良いとかお気づきの点があれば、お願いしたい。 |
|  |  |
| 吉水委員 | 意識調査のほうで何点かお聞きしたい。４ページの問６（５）の中に「戸籍謄本」という文言がある。戸籍謄本については、第三者請求ができることになっている。その文言を入れることが適当か。  　それと、２ページの問２（８）は、「こころの病（うつ病、依存症など）“をもつ人”」ではないかと感じている。  　それと、５ページの問７の「あなたが、結婚相手など、パートナーを決めるとしたら～」のところは、問18を参考にしてもらえればと思ったが「あなたが、“仮に”結婚相手など、パートナーを決めるとしたら～」と表現するのが適当だと感じた。  　それから、９ページの問11（４）のところで、「知的障がい者、精神障がい者」となっているが、「者」は不要ではないか。  　それと、14ページの問19の１の「同和地区や同じ小中学校区にある物件は避けると思う」は、「同和地区や同じ小中学校区に同和地区がある物件は避けると思う」、その下の２も同様に、「～同じ小中学校区に同和地区がある物件は避けないと思う」のほうがわかりやすいのではないか。  　15ページの問22の７の「人権にかかわりの深い職業に従事する人」の表現は、人権を皆さんに意識してほしいという狙いからすると、どうかと感じた。 |
|  |  |
| 中川会長 | 今のところは大筋良としたが。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 本人通知制度の戸籍謄本の第三者請求に関するご質問について、もう一度ご説明をお願いしたい。 |
|  |  |
| 吉水委員 | 戸籍法10条に第三者請求ができるという規定がある。それを踏まえると、適用性がどうなのかというところがある。例えば「戸籍謄本など」の文言を削除したほうが良いのではないか。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 質問だが、実際には戸籍謄本を不正取得するケースが増えているので、「戸籍」という表現を残した時にどうすれば良いのか。直系の親族が取った時は通知がいかないかもしれないが、第三者が取った時という言い方をどういうふうにすれば「戸籍」を残すことができるか教えてほしい。住民票だけでなく、戸籍のほうがむしろ必要だと思う。 |
|  |  |
| 吉水委員 | 「不正」という文言がキーワードになると思う。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | しかし不正かどうかはわからない。 |
|  |  |
| 中川会長 | いずれにせよ、これは2011年に施行されている制度なので、どう表現すれば誤解がないかは検討の余地がある。再検討願いたい。  　他にご意見はあるか。  　それと、「障害」を表現する時には貝塚市においては「害」の字に何を使うのか統一されているのか。 |
|  |  |
| 事務局 | 貝塚市においては「害」は漢字を使う。 |
|  |  |
| 中川会長 | 他に何かあるか。 |
|  |  |
| 河野委員 | ６ページのタイトルについて。「女性に関する人権についておたずねします」でも市民にはわかりやすいが、男性にも関わることなので、何かほかに良い表現に変えることはできないか。 |
|  |  |
| 中川会長 | あえて言うなら、「女性の人権やジェンダーに関わる～」という言い方か。 |
|  |  |
| 河野委員 | 性的マイノリティの説明も12ページには加えていただいているので、そのような視点はまた別に問うているところもある。一般的に女性だけに性的な差別があるわけではない。男らしさや女らしさに通じるところにも関わると思うので、そのあたりの意識も変わってきているのではないか。言葉を再検討してもらえれば、市の意識も変わってきていることが示せると思う。 |
|  |  |
| 中川会長 | 他にあるか。 |
|  |  |
| 鈴木委員 | ５ページの問７の下の「同和地区」についての説明書きについて、これで問題ないのかお聞きしたい。それと、問15（５）に「同和地区」という言葉が出てくる。問７に「※」印を付けると問７にだけ係ってしまうので、問15にも書いておく必要があるのか気になった。問19にもある。このあたりをどのようにすれば良いのか教えてほしい。  　問10（８）には「高齢者だけ」とあるが、問11（７）は「障害のある人は」という表現になっている。「だけ」という文言がどちらにも必要なのか、必要ないのか教えてほしい。  　問10（６）だけがすごくリアルだが、この表現のままで良いのか教えてほしい。 |
|  |  |
| 中川会長 | 気になっているのが、何人かご指摘があった学区の話である。問19の選択肢１、２は他の自治体と同じ設問とのことだが。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | 例えば堺市や姫路市等いろいろなところで使用しているが、表現に関して今まであまり混乱はなかった。 |
|  |  |
| 事務局 | 同和地区に関するご質問をいただいたが、これについては大阪府等も同じ表現で他市でも使用されている。 |
|  |  |
| 阿久澤副会長 | ３ページの問２（16）について、新型コロナウイルスについては当初に比べて、例えば後遺症で仕事に就けない等、色々な要素が入ってきたと思う。この設問はこのままで良いのか。  　問２（19）も東日本大震災以外にいろいろな災害があるので、災害として一般化するのか東日本にこだわるのかは課題になってくると思う。  　４～５ページの問６は、正式名称を書くと非常に読みにくい。例えば「ヘイトスピーチ解消法」と通称を先に書いて、その後に正式名称を書くとか、読みにくさが気になった。  　６ページの問８（４）の「電話やSNSのメッセージにすぐ応答をしないと夫やパートナーに怒られる」ことは、女性から男性に対しても結構ある。むしろ行き先等を細かくチェックされたり制限されたりすることが前提としたほうが良いのではないか。回答者は若い人が少ない。50～60代がどこも一番多いので、年配の方々が回答しやすいようにするべきだと思う。  　15ページの問22は項目が多くて読みにくく非常に回答しにくいと思う。ここはすっきり整理して項目を減らしてはどうか。先ほどご意見があった「人権にかかわりの深い職業に従事する人」は、国が人権教育・啓発推進基本計画で特定職業従事者と言っていたものだと思う。「特定職業従事者」という言葉を入れても良いし、それなら後ろに例示が必要だと思った。  　あと全体に係ることとしては、自由記入欄が全ての設問の下にあることは素晴らしく良いと思うが、入力の手間が大変かかる。通常こういうものの取りまとめや文字入力は非常に高くつくので、極力減らそうと私達は考える。  　それと、近くの自治体で岸和田市が調査されたと聞いているので、調査票がどれくらい重なるか今更だが少し気になっている。 |
|  |  |
| 中川会長 | 重要な点がたくさんあるので、もう少し協議してもらえるか。 |
|  |  |
| 事務局 | この後、整理の上調整したい。皆様のご意見をできるだけ反映させたい。 |
|  |  |
| 中川会長 | 会長・副会長・事務局で三者協議をして最終案にもっていきたいが、いかがか。 |
|  |  |
| 委員一同 | （異議なしの声） |
|  |  |
| 中川会長 | それでは、そのようにしたい。  　人権をめぐる動きは、非常によく書かれていて良いと思った。ただ、最新の情報が抜けている。文章はこのままで良いが、年表を付けてはどうか。世界・国・大阪府・貝塚市と４つの年表にすると、一覧で非常にわかりやすいのではないか。 |
|  |  |
|  | （２）その他 |
|  |  |
| 中川会長 | その他についてご自由にご発言願いたい。 |
|  |  |
| 佃委員 | 人権擁護委員をして６年目になる。私達は日々、人権に関する活動をさせていただいている。今朝も貝塚市内の東山小学校に行き、人権教室を行ってきた。活動としては、法務局に行って電話相談を受けたり、貝塚市においては今日のような人権教室や人権相談を承っている。今日の資料の中にもあったが、一番多い相談は女性の問題や子どもの問題である。お手元に配布していただいたものは、令和３年度に出版された「人権の擁護」という冊子である。私も人権擁護委員に携わるまで、人権問題がこんなに多くあるという認識がなかった。この冊子を読み、私達の周りには人権問題がたくさんあることを知ることができた。本日お集りの皆様は人権に関することは常に認識されていると思うが、この冊子をまた参考にしてもらえればと思う。 |
|  |  |
| 中川会長 | 大変貴重な資料である。 |
|  |  |
| 吉水委員 | 令和４年８月版の冊子が、今日本局から届いた。また機会があれば、配布したい。 |
|  |  |
| 北出委員 | 審議会の審議委員の皆様にお知りおきいただけたらと思うが、私も鳥取ループ裁判の原告の一人である。裁判は継続しているが、鳥取ループが部落観光という全国の部落の映像をYouTubeで流した。その模倣犯が貝塚でも現れ、削除要請をしているが、まだそのままである。許せない。心も身体も傷つけられている。裁判の一審では勝ったが、まだ認められていない全国の仲間がいる。 |
|  |  |
| 中川会長 | よろしいか。それでは、本日のご議論を元により良き資料あるいは調査票にしたい。  　副会長からご指摘があったが、人権条約等は整備されているようにみえるが、救済対策の点が非常に緩い。差別解消の法律はたくさんできたが、先ほどのお話のような実態的な人権侵害が発生した時の救済は、なかなか実効性がないのが日本の実情である。せめてこの貝塚市だけでも何か実効性のある取組ができれば市民に喜ばれるのではないか。もう一点危惧しているのは、日本全体に非常に人権を軽んじるような風潮が一方で存在している。言葉ばかりが先行している。国際的には日本の女性の地位がバロメーターになるが、世界経済フォーラムの100数か国中、確か121位まで落ちた。それが日本の水準である。東南アジア諸国は既に私達を追い抜きつつある。それぐらいに後れをとり始めている危機感を表現したほうが良いのではないか。考えて実践することが大事な時代に入ったと思っている。そういう意味で皆様のご協力を賜りたい。  　以上で本日の議事を終了したい。 |
|  |  |
| 事務局 | これをもって本日の会議は終了する。 |
|  |  |
|  | （閉会） |
|  |  |